

市県民税・国民健康保険税・介護保険料

令和5年申告相談

お問い合わせ先

- | | |
|------------|---------------|
| ・税務課 | Tel 23 - 0115 |
| ・須木庁舎住民生活課 | Tel 48 - 3132 |
| ・野尻庁舎住民生活課 | Tel 44 - 1100 |

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の

申告は3月15日(水曜)まで

新型コロナウイルス感染症
対策を徹底して実施します

- ◆令和4年中に次のような所得がある人
- ▼営業所得(自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など)
 - ▼農業所得
 - ▼山林所得
 - ▼不動産所得(貸地、貸家など)
 - ▼雑所得(年金(個人年金、遺族年金、障害者年金を含む)、原稿料など)
 - ▼一時所得(生命保険の満期

申告の対象者

今年も申告の時期になりました。日程表のとおり新型コロナウイルス感染症対策のうえ申告相談を実施します。この申告は令和5年度の市県民税、国民健康保険税、介護保険料の算定基礎となりますので、申告が必要な人は各申告会場で申告してください。税務署で所得税の申告をする人は、市会場で市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に向いて不在となるので、会場以外での申告受付はできません。必ず各申告会場で申告してください(申告日程は3ページ)。

- ◆給与所得者で次のいずれかに該当する人
- ▼勤務先で年末調整がされていない。
 - ▼年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。
 - ▼給与所得以外に年金所得や農業などの事業所得があった(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人

※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署での申告が必要になります。

返戻金など)
▼譲渡所得(土地、建物などの売却による収入など)
▼シルバー人材センターからの配分金
※農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作成してから申告会場に来場ください。計算をしていない場合は、計算後に受け付けるため、順番が前後する場合があります。

- ◆令和4年中に次のいずれかに該当する人
- ▼生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険などの非課税となる収入のみで、ほかに収入がない。
 - ▼市外に住所がある家族の被扶養者となっている(例:市外に単身赴任中の夫に扶養されているなど)

※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署での申告が必要になります。

でも、市県民税の申告が必要な場合があります。
◆公的年金の受給者のうち、次のいずれかに該当する人
▼公的年金収入以外に給与所得や農業などの事業所得があった。
▼年金の源泉徴収票に記載されない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。
※公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告(確定申告)は不要ですが、所得税の還付を受けるための還付申告はできません。また、所得税申告がなくても、扶養控除などの各種控除を受ける人は市県民税申告が必要です。

税務署での申告が必要な人

- 次に該当する人は税務署での申告をお願いします
- ▼ 税務署での申告相談は当日配布する「入場整理券」が必要です。
 - ▼ LINEを通じてオンライン事前予約も可能
 - ▼ 青色申告
 - ▼ 消費税、贈与税、相続税の申告
 - ▼ 初めての住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）申告
 - ▼ 土地、建物の譲渡による収入の申告（ただし、農業委員会を通じた売却や公共事業に関する譲渡は市の申告相談会場でも受け付けます）
 - ▼ 株式の譲渡や配当所得の申告（損失の繰越申告含む）
 - ※ 上場株式の譲渡や配当で確定申告と異なる課税方式を選択する場合は別途、市県民税の申告が必要です。
 - ▼ 先物取引、仮想通貨、FXによる収入の申告（損失の繰越申告含む）
 - ▼ 令和3年分以前の確定申告
 - ▼ 亡くなった人の準確定申告

確定申告書は、電子申告で税務署に提出します

確定申告書は、書面に代わり電子申告で税務署に提出します。電子申告には、「利用者識別番号（16ケタ）」が必須です。税務署からの案内で事前に交付されているなど、すでに利用者識別番号を取得している人は番号が記載された書類を申告会場に持参ください。

申告に必要なもの

- ◆ 申告者全員に共通するもの
- ▼ 個人番号カードなど個人番号が確認できるもの
- ▼ 運転免許証、健康保険証など身元確認ができるもの
- ◆ 各対象者のみ持参するもの
- ▼ 給与、年金の収入がある人
源泉徴収票、給与支払証明書など
- ▼ 農業、営業、不動産などの事業所得がある人
令和4年中の収入と支出がわかる帳簿、収支内訳書、領収書など
- ※ 帳簿記帳をしていない人は、事前に収入金額と必要経費

を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください。

※ 肉用牛を出荷した人は、売却証明書を持参ください。

※ 前年に農業所得にかかる減価償却資産があった人に事前調査票を送付しています。円滑かつ迅速な申告相談の実施を目的としていますので、市へ調査票を未提出の人は、早めの提出をお願いします。

▼ 一時所得（生命保険の一時金や満期返戻金など）がある人
収入金額と払込保険料などの必要経費がわかるもの（保険会社など支払元から送付される書類など）

▼ 社会保険料控除を受ける人
社会保険料控除証明書（国民年金保険料、社会保険任意継続保険料など）

※ 市の申告会場で申告する人は、ほけん課発行の納付確認書（申告用）は不要です。

※ 令和4年中に転入した人で、前住所地で国民健康保険税（料）などの納付をしている場合は、前住所地自治体発行の証明書が必要です。

▼ 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人
保険会社が発行する生命保

険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書

▼ 障害者控除を受ける人
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

▼ 医療費控除を受ける人
「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」のいずれか

※ 明細書を作成して添付することで、領収書の提示と添付が不要となります。ただし、領収書は本人が5年間保管します。

▼ 寄附金税額控除を受ける人
寄附先から発行される証明書など

▼ 所得税の還付を受ける人
口座振込を希望される場合は、申告者本人の名義の預金通帳など

申告しなかった場合

次の証明書の交付や各種申請手続きなどができない恐れがありますので注意ください。

- ▼ 所得証明書・課税証明書の交付
- ▼ 市営住宅・県営住宅の申請
- ▼ 児童手当申請

▼ 幼稚園・保育園・認定こども園の入園申請

▼ 医療費などの給付

確定申告は電子申告が便利です

確定申告は、自宅などからパソコンやスマートフォンで利用できる電子申告が便利です。会場で待たされることなく、24時間（メンテナンス時間を除く）いつでも利用可能です。是非利用ください。

問

- ・ 税務課
TEL 23・0115
- ・ 須木庁舎住民生活課
TEL 48・3132
- ・ 野尻庁舎住民生活課
TEL 44・1100
- ・ 小林税務署
TEL 23・3126



令和5年 申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

※申告期間中は、会場以外での申告はお受けすることができません。

月日	曜日	野尻地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
2月1日	水	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
2月2日	木	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
2月3日	金	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月6日	月	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月7日	火	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月8日	水	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月9日	木	野尻全地区	野尻庁舎
2月10日	金	野尻全地区	野尻庁舎

月日	曜日	須木地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
2月16日	木	内山区	内山地域福祉センター (午後は12時30分～14時30分)
2月21日	火	畜産農家	須木庁舎
2月22日	水	畜産農家	須木庁舎
2月24日	金	奈佐木区	須木庁舎
2月27日	月	麓区	須木庁舎
2月28日	火	永田区	須木庁舎
3月1日	水	原区	須木庁舎
3月2日	木	中河間区	須木庁舎
3月6日	月	下九瀬区、 上九瀬区	須木庁舎
3月7日	火	夏木区、堂屋敷区	須木庁舎

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前の部：8時30分～11時30分 午後の部：12時30分～15時	
		対象地区	会場
2月14日	火	細野1区	南部いろり村
2月15日	水	細野2区	南部いろり村
2月16日	木	細野3区	南部いろり村
2月17日	金	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所
2月20日	月	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所
2月21日	火	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所
2月22日	水	北西2区	東方研修館
2月23日	木 (祝)	東方2区	東方研修館
2月24日	金	東方1区	東方研修館
2月27日	月	西堤・北堤・ 南堤区(木場)	農村環境改善センター
2月28日	火	水流迫 南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター
3月1日	水	真方1区	中央公民館
3月2日	木	真方2区	中央公民館
3月3日	金	真方3区 坂元区	中央公民館
3月6日	月	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館
3月7日	火	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月8日	水	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月9日	木	通り町区 種子田区	中央公民館
3月10日	金	後川内区 南西1の東区	中央公民館
3月13日	月	西町の全区 緑町区	中央公民館
3月14日	火	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館
3月15日	水	新生町区	中央公民館

※中央公民館駐車場の門扉は7時45分に開錠しますが、門扉前で車を止めて開錠を待つ行為は通学や通勤の妨げになり大変危険です。また、道路交通法にも抵触する恐れがありますので、絶対にお止めください。



募集

意見募集（パブリックコメント）

小林市住宅マスタープラン（住生活基本計画）（案）

標記プラン（平成24年3月）を見直し、市内の住宅事情やまちづくりの現状などを踏まえ、安全に安心して快適に生活できる新たな住まい・まちづくりの方針となる「小林市住宅マスタープラン（住生活基本計画）（案）」への意見を募集します。

◆募集期間 1月17日（火曜）

～2月15日（水曜）

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室（総務課）、管財課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

※市ホームページを除き、開庁日の8時30分～17時15分まで閲覧できます

◆意見応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メール

で応募ください。

●申・問・管財課

小林市細野300番地

TEL 23・0222

FAX 22・4177（代表）

Mail k.kanzai@city.kobayashi.lg.jp

第4次小林市食育

・地産地消推進計画（案）

第3次計画期間の終了に伴い、令和5年度から5年間を計画期間とする「第4次小林市食育・地産地消推進計画（案）」への意見を募集します。国の「食育基本法」と県の「第3次宮崎県食育・地産地消推進計画」、市の「第2次小林市総合計画後期基本計画」に基づく指針となります。

◆募集期間 1月16日（月曜）

～2月17日（金曜）

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室（総務課）、農業振興課、須木庁舎地域整備課、野尻庁舎地域整備課、西小林出張所、紙屋出張所

◆意見応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●申・問・農業振興課

TEL 23・0300

FAX 23・0334

Mail k.nourin@city.kobayashi.lg.jp

小林市自治体DX

推進計画（案）

本市の行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り行政サービスの更なる向上につなげていくための「小林市自治体DX推進計画（案）」への意見を募集します。

◆募集期間 1月16日（月曜）

～2月15日（水曜）

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室（総務課）、企画政策課、須木庁舎地域振興課、野尻庁舎地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

◆意見応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●申・問・企画政策課

TEL 23・0456（直通）

FAX 22・4177（代表）

Mail k.kikaku@city.kobayashi.lg.jp

令和5年度 小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、一定の条件のもと、小規模校の特性を活かし特定の通学区域外からの転入学を認めるものです。（転入学条件があります）

◆対象校（指定校）

幸ヶ丘小学校

※複式指導をしています

◆転入学条件

・本来通学すべき学校が、小林小学校、三松小学校の児童である。

・保護者の責任において、通学する児童を送迎できる。

・転入先のPTA活動や学校の指導体制等に関し全面的に協力できる。

・1年以上の通年通学ができる。

※詳しくは問合せください

◆申請方法

所定の申請書により、2月10日（金曜）までに学校教育課へ申し込みください。

◆申請書配布場所

学校教育課

●申・問・学校教育課

TEL 23・0424



講座・催し

須木生涯学習講座
なるほど！須木の歴史講座

須木の歴史をひもときます

◆日時 3月2日（木曜）

10時～11時30分

◆場所

須木総合ふるさとセンター

◆内容

須木城、まます滝の由来など

◆参加費 無料

◆定員 15人

※申込者多数の場合は抽選

◆対象 市内在住、在勤の人

◆申込締切 2月16日（木曜）

●申・問・教育部須木分室

TEL 48・2266

こばやし福祉推進大会を開催します

福祉分野で活動された個人や団体の表彰、金婚夫婦のお祝い、小林市友愛クラブ会員の米寿祝い、アトラクション、福祉しょっぴ出店などを行います

◆日時 2月3日（金曜）13時30分～

◆場所 文化会館 大ホール

※申し込みを忘れていた金婚夫婦は連絡ください

●問・福祉課 TEL 23 - 0111

令和3年度改訂ごみ分別【虎の巻】の「処理困難ごみ」22ページが変更になりました。
このページを虎の巻に差し込み使用してください。※令和5年1月改定（ の部分が変更点）

処理困難ごみ

以下のごみは、市では収集・処理・処分が出来ません。
販売店、次ページ専門業者、取扱店などへ相談してください。

⚠ 事前に各事業所へ確認してから搬入してください。

		九州北清	ホシヤマ	小林アルミ	ニシモロ開発	三共	ウツドリサイ 上組	吉行産業	アライ	JAこばやし 園芸課	JAこばやし 集送センター
建築 廃材など	コンクリート・ブロックセメント			●	●	●		●			
	レンガ			●	●	●					
	ガラス・窓ガラス・流し台	●	●	●	●						
	建具・障子・ドア（戸）などの木くず類	●		●	●	●※注1	●				
	石膏ボード・スレート瓦・便器			●	●						
	洗面台・浴槽	●※注2		●	●						
	たたみ	●		●	●						
	樹脂製波板（タキロン） 塩化ビニールパイプなど	●	●	●	●						
	トタン板・鉄骨・鉄筋などの鉄くず・金属類		●	●	●						
伐採木（竹）・枝・丸太・木の根				●※注3	●	●					
大型楽器類		●	●								
二輪農機具		●	●					●			
バッテリー（車両用）	●	●	●					●			
太陽温水器・給湯機・ボイラー	●	●	●	●							
廃タイヤ	●	●	●								
消火器	●※注4		●	●							
耐火金庫		●	●								
仏壇・神棚	●	販売店、取扱店などへご相談ください。									
農業用廃ビニール苗箱（水稻用）等 ※ JA こばやし・農業振興課までご相談ください。	●		●	●						●	●
自動車の部品・ガスボンベ（LPガス）・ガソリン・灯油・混合油・エンジンオイル・シンナーなど		販売店、取扱店などへご相談ください。									

- ※注1 障子紙・ガラス・金属などの付属品は取り除いてから搬入してください。
- ※注2 素材により受け入れできない場合がありますので、必ず確認してから搬入してください。
- ※注3 長さを50cm程度にカットしてから搬入してください。
- ※注4 リサイクルシールが貼られている消火器、PFOS含有消火器は受け入れできません。

令和4年12月25日執行 宮崎県知事選挙結果

令和4年12月25日に行われた宮崎県知事選挙の投票結果をお知らせします。投票率は、前回は19.01ポイント上回る55.22%となりました。投票所ごとの当日有権者数、投票率などは下表のとおりです。

詳細は、市ホームページで確認ください。

●問・選挙管理委員会 TEL 23-1143

【市内投票所ごとの当日有権者と投票率】

投票区	投票所	当日有権者数(人)	投票率(%)	投票区	投票所	当日有権者数(人)	投票率(%)
1	小林市役所	2,425	57.20	24	南西四区営農研修館	481	55.93
2	小林小学校体育館	2,113	53.01	25	深草公民館	181	54.70
3	細野小学校体育館	3,441	53.73	26	栗巣野公民館	207	63.29
4	山中営農研修施設	372	52.96	27	橋谷地区公民館	238	57.56
5	三松小学校体育館	3,158	51.93	28	中大出水公民館	462	57.14
6	水流迫公民館	799	58.07	30	小林中学校体育館	1,488	49.40
7	東方研修館	1,068	56.18	31	須木総合ふるさとセンター	728	65.80
8	真方一区公民館	671	52.16	32	鳥田町小学校体育館	229	69.87
9	真方二区営農研修館	369	55.83	33	奈佐木地区多目的研修集会施設	209	66.99
10	真方三区公民館	563	60.57	34	内山地域福祉センター	132	62.88
11	小林市西ノ原農村集会所	478	54.18	36	新村公民館	432	67.36
12	永久津地区体育館	356	57.58	37	紙屋老人福祉館	375	61.87
13	今別府公民館	425	50.35	38	大淀公民館	84	69.05
14	西小林児童センター	1,083	52.45	39	今別府営農研修施設	363	55.65
15	種子田公民館	431	49.42	40	天境営農研修施設	107	77.57
16	生駒公民館	383	50.65	41	野尻町保健福祉センター	1,112	56.65
17	三松地区体育館	1,362	54.33	42	平木場公民館	180	68.89
18	高山公民館	425	54.59	43	牟田原農業構造改善センター	553	59.67
19	大王公民館	141	61.70	44	野尻町農村環境改善センター	996	59.24
20	岡原地区営農研修館	187	52.94	45	水流平公民館	278	61.51
21	孝の子公民館	672	56.70	46	野尻町いきいきコミュニティセンター	739	60.62
22	鶴野営農研修館	248	65.32	47	旧消防団第6部詰所	706	57.51
23	小林中央公民館	5,019	51.17		合計	36,469	55.22

【年代別の投票率】 ※平均的な投票所(第1投票所)のデータを記載

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
35.42%	35.68%	43.33%	58.63%	69.03%	70.37%	71.83%	44.15%

【開票結果(小林市)】

投票総数	有効得票数	無効得票数	その他
20,138	20,101	37	0

【得票結果(小林市)】

得票順位	氏名	得票数
1	河野 しゅんじ	11,029
2	東国原 英夫	8,813
3	スーパークレイジー君	259

のじり生涯学習講座
参加者募集

若さを保つスキンケア講座

素肌を維持していくためのセルフケアを学びましょう。

◆日時 3月7日(火曜)

①10時～11時30分

②19時～20時30分

◆場所 野尻庁舎2階大会議室

◆参加費 無料

◆対象者 49歳以下

◆定員 各12人

◆申込締切 2月21日(火曜)

アンチエイジングを目指す
スキンケア講座

毎日のスキンケアを楽しむために。

◆日時 3月9日(木曜)

①10時～11時30分

②19時～20時30分

◆場所 野尻庁舎2階大会議室

◆参加費 無料

◆対象者 50歳以上

◆定員 各12人

◆申込締切 2月22日(水曜)

共通事項

◆対象 市内在住・在勤の人

◆申込方法

窓口で直接申し込むか、電

話で申し込みください。

※申し込みの際、受講希望の時間帯を伝えてください

●申・問・教育部野尻分室

Tel 44・1100

料理教室参加者募集

基本から学べる教室です。交流を楽しみながら、おいしい料理を一緒に作りませんか。

◆日時 2月17日(金曜)

10時～12時30分

◆場所

シルバード望峰の里

敷地内 いろり村

◆内容 減塩食などの調理

◆参加費 500円

◆対象者 おおむね60歳以上

◆定員 10人

※申込多数の場合は抽選

◆申し込み方法

3日前までに電話で予約

◆当日必要なもの

エプロン／三角巾／手拭き

タオル／マスク／腕カバー

(必要に応じて)

●申・問

・シルバード望峰の里

Tel 27・1000



保健・福祉

ひきこもり家族会に
参加してみませんか

不登校・ひきこもりで悩みを抱える家族が気軽に交流できる場です。安心してお互いに語り合い、学び合い、一息つきませんか。

◆日時 2月19日(日曜)

13時30分～15時30分

◆場所

小林市社会福祉センター

別館第1会議室

◆内容 情報提供、懇談会

◆対象

本人、家族、経験者、支援者

●問・小林市社会福祉協議会

Tel 23・3466

生きづらさを抱える
人の居場所「まる灯」

不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えて立ち止まっている人、家族以外とのつながりが乏しい人などのための、家以外の安心安全な居場所「まる灯」です。ゆるやか

につながり、一緒に新しい人生を始めて行きませんか。

◆日時 2月19日(日曜)

13時30分～16時

◆場所

小林市社会福祉センター

別館2階和室

◆参加費 無料

◆対象

不登校・ひきこもりの人や社会の中で生きづらさを感じている人

●問・小林市社会福祉協議会

Tel 23・3466

家族介護者の集いに
参加してみませんか

介護をしている人と悩みや介護経験などについて語り合い、何かヒントを見つけていただければ幸いです。予約不要、参加費無料で誰でも参加できます。

◆日時 2月4日(土曜)

13時30分～15時

※2月は第2土曜が祝日のため、第1土曜に開催します

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆内容 集い

●問

・小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707
・小林市西部地域包括支援センター
Tel 27・2552

高齢者インフルエンザ
予防接種の延長

高齢者インフルエンザ予防接種の実施期間が延長されました。実施医療機関については、健康推進課に問い合わせください。

◆期間 2月28日(火曜)まで

◆対象者

・65歳以上の人

・60歳～64歳で、心臓やじん臓、呼吸器、免疫機能に重い

病気があり、日常生活の活動が極度に制限される程度の障

がいのある人

◆費用 年1回 1500円

※生活保護世帯は無料。受給

証明書を医療機関に提出く

ださい

◆その他

期間を過ぎると公費負担の

適用がなくなります。

●問・健康推進課

Tel 23・0323

◆e-カフェ開催一覧（須木ふるさとセンターは前日までに要予約）

地区	日程	時間	場所
小林	2月8日（水曜）	13時30分～14時30分	小林社会福祉センター別館第1会議室
	2月15日（水曜）	10時～11時	細野小学校まちづくり協議会内会議室
	2月22日（水曜）	13時30分～14時30分	細野団地集会所
須木	2月1日（水曜） 2月15日（水曜）	10時～11時30分	永田館
	2月22日（水曜）	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター
野尻	2月22日（水曜）	14時～15時30分	東麓地区（茶飲ん場ふもと）

e-カフェに 参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをしながら、交流を深める場です。

●問

・小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707

- ・のじり地域包括支援センター
TEL 44・2271
- ・社会福祉協議会須木支所
TEL 48・2073
- ・小林市西部地域包括支援センター
TEL 27・2552

子宮頸がん予防ワクチンの接種費用助成

子宮頸がん予防（HPV）ワクチン定期接種の対象年齢を過ぎ、自費で接種した人に対し接種費用を助成します。

◆受付期限

令和7年3月31日

◆受付場所 保健センター

◆対象者（条件全て満たす人）

- ①平成9年4月2日～平成17年4月1日に生まれた女性
- ②令和4年4月1日時点で小林市に住民登録がある人
- ③定期接種対象年齢（小学6年生から高校1年生相当まで）の間に3回の接種を完了していない人
- ④17歳（高校2年生相当）となる年度の初日から令和4年3月31日までに国内の医療機関でHPVワクチンの接種を自費で受けた人

◆申込方法

次の書類を窓口へ提出

- ①助成金申請書兼請求書（窓口で入手するか、市のホームページからダウンロード）
- ②被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類（住民票、運転免許証、健康保険証など）の写し

※申請者と被接種者が異なる場合は双方のものを提出

③通帳かキャッシュカードの写し

④接種費用の支払いを証明する書類（領収書、明細書、支払証明書などの原本）

※添付できない場合は、健康推進課まで問い合わせください

⑤接種記録が確認できる書類（母子健康手帳「予防接種の記録」欄の写しなど）

⑥印鑑（認め印可）

◆助成額
上限額（接種1回当たり1万8238円）の範囲内で最大3回分まで

※接種に要した交通費、宿泊費、書類の発行に要した文書料などは対象外

◆その他
定期接種の対象年齢を過ぎた接種を受ける人は、実費の負担なくワクチンを接種することができません。対象者には個別に通知しています。

障がい者巡回相談会を開催します

相談支援専門員による障がい者巡回相談会を開催します。障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言を行います。気軽に相談ください。

◆日時 1月31日（火曜）10時～15時

◆場所 中央公民館 会議室

◆対象 障がいのある人や家族、関係者など

※障がいの種別や診断の有無は問いません

◆その他 事前の予約、問い合わせは不要です。相談は無料です。

●問

・にしもろ基幹相談支援センター
TEL 22・2373
FAX 22・2358
Mail info@n-kikansoudan.net

案内

指定地域密着型サービス施設の公募

指定地域密着型サービス施設の開設、または増設を希望する事業者の公募を行います。令和5年度公募分として、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を開設、または増設する事業者を公募します。公募要領など詳しくは、2月1日付けで市ホームページに掲載します。

暮らしに役立つ情報届けます

小林市メール配信サービス



災害などの情報をお届けする「小林市メール配信サービス」。必要な情報の種類やお住まいの地区に応じた配信が可能です。登録希望者はQRコードを読み取り、受信メールに従って登録をお願いします。

令和5年度放課後児童クラブの入会受付

◆対象児童

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1〜6年)

◆申込方法

4月から利用を希望する人は、各放課後児童クラブに申請書を提出してください。

※現在入会している人も含む
※⑬、⑭は各園で受付

◆申請書配布場所

各放課後児童クラブ、子育て支援課、野尻庁舎住民生活課で受け取るか、市ホームページからダウンロード

◆放課後児童クラブ

- ① 小林小放課後児童クラブ (小林小学校敷地内専用施設)
- ② 南小放課後児童クラブ (南保育園内)
- ③ 細野小放課後児童クラブ (細野小学校余給教室)
- ④ こばと放課後児童クラブ (認定こども園こばと保育園内)
- ⑤ 三松小放課後児童クラブ (三松小学校敷地内専用施設)
- ⑥ 野尻放課後児童クラブ (野尻小学校前専用施設)
- ⑦ 東方放課後児童クラブ (東

方保育園内)

- ⑧ 西小林放課後児童クラブ (認定こども園西小林保育園内)
- ⑨ 紙屋小放課後児童クラブ (紙屋小学校余給教室)
- ⑩ 栗須小放課後児童クラブ (栗須小学校余給教室)
- ⑪ 三松小第2放課後児童クラブ (三松公民館)
- ⑫ 緑ヶ丘放課後児童クラブ (市役所第4別館隣)
- ⑬ 大塚原放課後児童クラブ (大塚原認定こども園内)
- ⑭ キッズサポートルームHUG通り町(民家・小林市通り町)
- ⑮ 三松小第3放課後児童クラブ (農村環境改善センター)
- ⑯ キッズサポートルームHUG上ノ馬場(二口子供医院跡・小林市上ノ馬場)
- ⑰ みまつ放課後児童クラブ (認定こども園みまつ内)
- ⑱ 野尻保育園放課後児童クラブ (野尻保育園内)

◆受付期間(平日のみ)

1月25日(水曜)
2月15日(水曜)

※申し込み多数の場合は選考

●問・子育て支援課

Tel 23・1278

令和5年度須木中央保育園「預かり事業」の利用申し込み受付

◆対象

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1〜6年)

◆定員 10人

◆申込方法

令和5年4月から利用を希望する人は、入会申請書を提出してください。

◆申請書配布場所

子育て支援課、須木中央保育園、須木庁舎住民生活課で受け取るか、市ホームページからダウンロード

◆受付期間(平日のみ)

1月25日(水曜)
2月15日(水曜)

※申し込み多数の場合は選考

◆受付場所

子育て支援課、須木中央保育園

●問・子育て支援課

Tel 23・1278

自筆証書遺言書 保管制度

自分で作成した遺言書を法務局で長期間保管できます。紛失や改ざんの防止、裁判所での確認が不要になるなどの利点があります。また、死亡時通知も利用できます。

◆費用 3900円(1件)
※事前予約が必要
※詳細は法務省のホームページを確認するか、問い合わせください

●申・問

宮崎地方務局都城支局
Tel 0986・22・0490

法務省 HP



宮崎ねりんピック2023参加者募集

- ◆対象者 県内在住の60歳以上の人(昭和39年4月1日以前生)
- ◆参加料 500円(種目によっては別途プレイ代が必要です)
- ◆申込期間 2月1日(水曜)〜2月28日(火曜)
- ◆開催日 5月21日(日曜)※ミニテニスは22日(月曜)、ゴルフは19日(金曜)、ラージボール卓球は14日(日曜)に開催
- ◆会場 ひなた宮崎県総合運動公園 ほか
- ◆競技種目 スポーツ種目(26種目)
ラージボール卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、パタンク、ターゲット・バードゴルフ、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ミニテニス、弓道、剣道、なぎなた、太極拳、四半的弓道、ボウリング、ゴルフ、サッカー、ラグビーフットボール、パークゴルフ、水泳、卓球バレー、ダンススポーツ、還暦軟式野球
- ◆競技種目 文化種目(3種目) 囲碁、将棋、健康マージャン
- ※競技詳細や会場、申込方法などは問い合わせください
- ※参加申込多数の場合は抽選
- 申・問
・長寿介護課 Tel 23-1140 ・須木庁舎住民生活課 Tel 48-3132
・野尻庁舎住民生活課 Tel 44-1100
・県社会福祉協議会長寿社会推進センター Tel 0985-31-9630

令和5年1月1日現在
**固定資産税償却資産
の申告について**

地方税法341条第4号に規定する償却資産を所有する事業者は、法人・個人を問わず申告する義務があります。
◆地方税法341条第4号に規定する償却資産とは

①土地・家屋を除く事業用の資産（機械類や建築物、備品など）

②法人税法または所得税法の規定により減価償却額（費）として申告する資産のうち、次にあげる以外のもの

・取得価格が少額な資産（例…取得価格が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの）
・その他政令で定める資産

◆申告対象者

令和5年1月1日現在、市内に事業用資産を所有する人
※工場や商店などの経営だけでなく、農業経営、アパート経営、太陽光発電による売電なども含まれますので

注意ください
◆申告方法

エルタックスによる申告、または税務課・須木庁舎住民

生活課・野尻庁舎住民生活課の窓口、郵送で申告書を提出ください。

◆申告締切 1月31日（火曜）
●問・税務課
TEL 23・0115

太陽光発電設備などの課税について

発電量を売電することを目的として家屋の屋根および土地に設置した太陽光パネルなどの設備は、固定資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。所定の様式での申告が必要になります。申告用紙は税務課にありますので、税務課まで問合わせください。法人・個人は問いません。

◆申告方法

エルタックスによる申告、または税務課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課の窓口、郵送で申告書を提出ください。

◆申告締切

1月31日（火曜）必着

●問・税務課

TEL 23・0115

◆表1 設置者および発電規模別課税区分

設置者	10キロワット以上の太陽光発電設備	10キロワット未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	課税対象になります。	事業用資産にならないため、課税対象外となります。
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	事業の用に供している資産のため、個人（事業用）と同じ取扱いです。	

◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備						
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等	蓄電池
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	—	償却	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋：家屋としての評価対象となるため、償却資産の申告は不要です。

償却：償却資産に該当します。償却資産の申告が必要です。

※設置方法によっては必ずしも上記の表のとおりでない場合があります。